契約業務に係る働きかけへの対応要領

1 目 的

この要領は、高知市上下水道局が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入に 係る入札・契約その他これらに関連する業務(以下「契約業務」という。)について、 職員が事業者等から働きかけを受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めること により、契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

2 働きかけ

働きかけとは、契約業務に関し、勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- ① 特定業者の競争参加又は不参加に関する要求行為
- ② 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
- ③ 非公表又は公表前における予定価格,最低制限価格,設計金額又は見積金額等に関する情報漏洩要求行為
- ④ 公表前における入札参加者等に関する情報漏洩要求行為
- ⑤ その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

3 働きかけに該当しない場合

次に掲げる行為は働きかけに該当しない。

- ① 工事全般の発注・方針に対する陳情・要望・提言・意見等にとどまるもの
- ② 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- ③ 違法性の認識がないもの
- ④ 働きかけを行った者が、直ちに自ら発言等を取り消したとき

4 職員の責務

- (1) 職員は、働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った者に対して、応じられない 旨及び記録する旨を伝えなければならない。
- (2) 職員は、働きかけと思われる行為を受けた場合には、単独で応対せず、可能な限り複数で応対するよう努めるものとする。

5 報告書の作成

- (1) 職員は、働きかけに該当すると思われる行為受けた場合は、速やかに当該働きかけの内容を記録した働きかけ対応報告書(別記様式。以下「報告書」という。)を作成する。
- (2) 報告を受けた所属長は「働きかけ」に該当するかどうか判断し、該当すると判断した場合は、企画財務課長、担当次長及び局長を経由して管理者へ報告しなければならない。

- (3) 第1号の報告において、働きかけを行った者が報告を受ける職にある場合は、その者を除いて報告するものとする。この場合第2号の判断は直近下位の職にある者が判断する。
- (4) 職員は、報告書を作成するときは、事実に基づき正確に記録しなければならない。

6 報告書の公開

前項の報告書は、高知市行政情報公開条例(平成12年12月26日条例第68号)の規定に基づき、公開するものとする。

7 必要な措置

担当課並びに企画財務課は第5項の報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、働きかけの内容に応じて組織として必要な措置を講じるものとする。

8 その他

その他この要領に定めのない事項については, 別に定める。

- 9 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 10 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 11 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

働きかけ対応報告書

担当課	係	長	課長補佐	担当課長	判	断	次	長	局	長	管理者
					〇で囲	む					
					該当す	・ス					
契約担当	係	長	課長補佐	企画財務課長		, G					
					該当し	ない					
							<u> </u>				

対応職員	報告者 所属: 職名: 氏名:											
	確認者 所属: 職名: 氏名:											
	確認者 所属: 職名: 氏名:											
受付日時	平成 年 月 日() 時 分											
受付方法	□面 談(場所:) □電 話(場所:)										
及び場所	口その他(
働きかけを	団体名:請負業者・他事業者・職員・議員・その他()											
行った者	氏 名:											
(確認できる)	住 所:											
事項を記載	電 話 番 号 :											
告 知	「働きかけに該当するおそれがあるので記録します。」											
	「働きかけなら応じられないし、報告書を公表することになります。」											
	□伝えた □伝えない											
	○ 特定工事に関する要求行為											
	特定工事名:											
	特定業者名:											
	要求行為:											
具 体 的	※ 次に該当すれば〇を											
	1. 営業行為・2. 工事全般への陳情・要望・提言・意見											
内 容	○ 情報漏洩要求											
	特定工事名:											
	対象情報:											
	○ その他の要求(要求・漏洩要求)											
	1. 特定の者への便宜・利益・不利益の誘導につながるおそれある要求											
	特定業者名等:											
	2. 談合につながるおそれある要求											
	特定工事名等:											
	● 次の項目に該当するか											
	1. 故意(違法性の認識)がない											
	2. 自分ですぐに発言等を取り消した											
	HX C / NEXE TEN / HOLE											